

山形県国民保護計画作成に関する意見等

1 委員からの意見等

項 目	意見の概要
基本的人権の尊重等	計画において、基本的人権の尊重及び国民の権利利益の迅速な救済に係る事項の具体性のある規定が必要 ジュネーブ諸条約の追加議定書、国際刑事裁判所条約、国連人権委員会への個人通報制度の加入 国民保護法における国民の協力 国民の権利及び義務に関する措置に係る「正当な理由」と罰則
医療機関の連携	災害時における医療機関の連携を更に強化すべき。
訓練	防災訓練について、訓練のための訓練ではなく、もっと踏み込んだ訓練をやってほしい。
住民の理解促進	わかりやすく住民にも納得がいくような議論をしていただきたい。
情報の伝達	情報の伝達は、情報量・スピードが重要。非常事態の伝送・伝達インフラとしてデータ放送（デジタル放送）時のテレビが考えられるのではないか。

2 指定地方公共機関及び危機管理関係機関との連絡会議でいただいた主な意見等

項 目	意見の概要
計画の目的	国民保護法と災害対策基本法を混同することのないよう十分な検討をお願いしたい。
指定公共機関・指定地方公共機関の自主性その他特別な配慮	先に知事あて提出した県内民放 5 社の見解を尊重し、法や基本指針に「放送事業者の言論その他表現の自由に配慮」と明記されていることを重く受けてほしい。

項 目	意見の概要
国民に対する情報提供	報道機関が国民の保護、安全のために情報提供を行うことは当然の責務であり、その情報が正確であるためには行政当局が偏りのない情報公開を行うことが大前提。国民保護法等の運用に限らず平素においてもきちんとした情報公開が行われるよう望む。
指定地方公共機関の組織等	指定地方公共機関の業務計画に定める組織の整備、職員の配置及びサービスの基準等については、放送事業者の特性・能力等によって一律に対応することは困難であり、平時の責務については自主的な裁量に委ねられたい。
訓練	計画に従い、事態類型を想定した訓練を、平素から定期的実施し、連携・調整を図っていくことが必要。
県対策本部長の総合調整	県対策本部長の総合調整は、法的拘束力のないものであり、指示や強制にならないよう配慮して欲しい。
警報の伝達等における放送事業者の責務等	指定地方公共機関である放送事業者が放送について負う責務は、「警報」「避難の指示」「緊急通報」の内容のみであり、法的根拠のない責務が計画に含まれることのないようにして欲しい。 県民への情報提供のあり方は、各放送事業者の特性等により一律のものとならないことに留意して欲しい。
安否情報・被災情報の収集・提供等	各放送事業者が収集した「被災情報」や「安否情報」等の取扱いについては、放送事業者の判断に委ね、報告等が強制にならないようにして欲しい。

3 山形県国民保護協議会幹事会での主な意見等

項 目	意見の概要
情報の提供	「武力攻撃を想定した有事」と「自然災害などを想定した防災」への対応について、事態によって、対応が全く違ってくるのではないかと。 住民が被災するおそれのある情報を秘匿するようなことのないようお願いしたい。
基本的人権の尊重等	基本的人権、財産権、生存権、集会・結社・表現の自由など住民の諸権利を侵さないようお願いしたい。